

第12期第3回福岡県個人情報保護審議会第二部会（住基・番号法部会）会議録

1 開催日時

平成27年3月17日（火） 午前10時00分から

2 開催場所

行政棟10階特9会議室

3 出席者（五十音順）

石坂 裕 毅 委員
岡本 博 志 部会長
櫻井 幸 一 委員
森 咲 子 委員

4 審議事項

- (1) 県税の賦課徴収関係事務に係る第三者点検について
- (2) 住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務に係る第三者点検について
- (3) その他

5 会議の内容

【岡本部会長】

ただいまから第12期第3回福岡県個人情報保護審議会（住基・番号法部会）を開催いたします。

会議の定足数ですが、福岡県個人情報保護条例第54条第2項に「審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。」と、第55条第7項に「前条の規定は、部会の会議について準用する。」と規定されています。今回は、委員5名中4名が参加されておりますので、定足数を満たしております。

お手元に、本日の議事の次第と資料が配付されていると思います。最初に、議題1「県税の賦課徴収関係事務に係る第三者点検について」。次に、議題2「住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務に係る第三者点検について」となっておりますので、順次議事を進めていきます。

○ 県税の賦課徴収関係事務に係る第三者点検について

【岡本部会長】

まず、「県税の賦課徴収関係事務に係る第三者点検について」ですが、お手元に答申案が配付されていると思います。これは前回の会議で我々が点検した結果ということでございます。これについて、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

事務局の渡邊です。

それでは、お手元の答申案を読み上げながら説明していきます。

1 審議会の結論

福岡県知事が作成した「県税の賦課徴収関係事務全項目評価書（案）」（以下「本件評価書」という。）については、特定個人情報保護委員会が定める特定個人情報保護評価指針（以下「指針」という。）に基づき、特定個人情報保護評価（以下「評価」という。）が適切に行われているものと認められる。

2 本件評価書の審査内容

当審議会では、指針に定める審査の観点に基づき、本件評価書の適合性（実施手続等に適合した評価を実施しているか）及び妥当性（評価の内容が指針に定める評価の目的等に照らし、妥当と認められるか）について、次のとおり審査を行った。

前回の概要説明で配布した資料2「特定個人情報保護評価指針第10（2）に定める審査の観点における主な考慮事項」の内容に沿って審査した結果をまとめております。

(1) 本件評価書の事務の概要

こちらには事務の名称、事務の内容、取り扱う特定個人情報ファイルの名称、理由等を挙げております。内容は御覧のとおりです。

(2) 適合性について

ア しきい値判断について

事務において取り扱う特定個人情報ファイルの対象人数が100万人以上1,000万人未満であるため、30万人以上の場合に必要な全項目評価となっている。

イ 実施主体について

事務の実施主体である福岡県知事が評価を実施している。

ウ 評価書の公表について

公表することによりセキュリティ上のリスクがあると認められる部分は存在しないため、評価書の内容を全て公表することとしている。

エ 実施時期について

平成27年6月以降のプログラミング開始を予定しており、適切な時期に評価を実施している。

特定個人情報保護評価書の中には実施時期の項目はないのですが、事務局で確認したところ、平成27年6月以降にプログラミング開始を予定しているという回答でした。

評価の実施は、プログラミング開始前に行うということになっておりますので、適切な時期に評価を実施していることを確認しております。

オ 県民等からの意見聴取について

平成26年12月25日から平成27年1月23日までの間、県民等からの意見聴取を実施した結果、評価書に対する意見は無かった。

カ 本件評価書の記載内容について

評価書様式で求められる事項について、事務の実態を具体的に分かりやすく記載している。

(3) 妥当性について

事務の実態に基づき、特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスクを特定し、当該リスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に分かりやすく記載している。その主な内容は、次のとおりである。

妥当性については、特定個人情報保護評価書の主な項目をピックアップして、掲載しております。

ア 特定個人情報の入手について

特定個人情報を本人又は代理人から入手する際に、誤って対象者以外の情報を入手することがないように、本人確認のための措置を講じるとともに、不必要な情報の入手防止のため、あらかじめ申告書等の様式を定める等の対策を講じることとしている。

イ 特定個人情報の使用について

必要最小限の職員に限定してシステムの管理者権限を与え、アクセス権限を適切に管理することとしている。また、特定個人情報ファイルの使用状況を記録し、7年間保管することとしている。

ウ 特定個人情報ファイルの取扱事務の委託について

特定個人情報を取り扱う事務を委託するに当たっては、前記イの対策に加え、委託契約書に個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めた「個人情報取扱事務特記事項」を明記するとともに、委託先に対する指導・監督に努めることとしている。

エ 特定個人情報の提供について

特定個人情報の提供に当たっては、法令に定められた事項を記録し、7年間保管することとするなどの対策を講じることとしている。

オ 特定個人情報の保管・消去について

特定個人情報の漏えい、滅失、毀損等のリスクに対し、生体認証による入退場制限等の物理的対策及び不正アクセス対策等の技術的対策を講じることとしている。

また、特定個人情報の保管に当たっては、定期的に情報更新を行うとともに、保管期間を経過した特定個人情報は、復元、判読等が不可能となる方法を用いて消去することとしている。

したがって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

1 ページに戻りまして、読み上げます。

1 審議会の結論

福岡県知事が作成した「県税の賦課徴収関係事務全項目評価書（案）」については、特定個人情報保護委員会が定める特定個人情報保護評価指針に基づき、特定個人情報保護評価が適切に行われているものと認められる。

3 ページに、付言として、審議会から実施機関に対する意見を挙げていますので読み上げます。

3 付言

県税の賦課徴収関係事務においては、重要度の高い個人情報を取り扱うものであることから、本件評価書に記載されたリスク対策を確実に実行することはもちろん、当該事務に従事する職員及び委託事業者に対する指導・監督を徹底すること。

ここで、審議会から実施機関に対し、特定個人情報保護評価書や答申案に記載されたリスク対策を確実に実行し、職員と委託事業者に対する指導・監督を徹底するよう付言するとまとめております。

答申（案）の説明は以上になります。

【岡本部長】

ただいまの説明について、何か御質問や御意見等はございませんか。

【石坂委員】

2 ページ目の最後に「1 審査会の結論」とあるのですが、審議会ではないですか。

【事務局】

審議会ですね。申し訳ありません。

【岡本部長】

これは、部会と言わなくていいのかな。部会の結論をもって審議会の結論とすることができるので、担当したのが部会ですから。

【事務局】

不服申立案件は、同様に不服申立部会が担当しておりますが、審議会の結論として答申していますので、それに合わせています。

【岡本部長】

そういう体裁なら、それで構いません。前回、かなりの量の資料に目を通しながら、ああだこうだ言ったものだから。

1 ページ目の（2）イ「事務の実施主体である福岡県知事が評価を実施している。」とありますが、この表現では奇異に思われる人がいるかもしれません。知事部局の補助機関、つまり福岡県職員が行った仕事は、福岡県知事が行った仕事ということになるというシステムでございます。

【櫻井委員】

どの部分ですか、もう1回。

【岡本部長】

1ページ目の(2)イの「実施主体について」です。「福岡県知事が」と書いてありますが、福岡県知事がチェックしているのかと怪訝に思われるかもしれないということです。

【事務局】

評価書の評価実施機関名の欄に福岡県知事とあるので、そのまま記載しています。

【岡本部長】

つまり、知事部局の補助機関がした仕事は福岡県知事がした仕事ということになって、要するに補助機関と行政庁という関係なので、本当は機関としての主体だったら、普通は「県」になりそうだけれども。

【櫻井委員】

部長、これは直した方がいいとおっしゃっているのですか。

【岡本部長】

そういうことではなくて、念のために、勝手に私が付け加えた説明です。大学で行政法の授業をしていると、学生さんはここで、疑問に思うことが多いのですね。行政主体、行政機関、行政庁、補助機関があるという概念が分かっていなくて。

他にございませんか。前回に見たところでは、問題なかろうと思いますが……。

最後の付言のところに「職員及び委託事業者に対する指導・監督を徹底すること。」と書いているのですが、職員については研修等が入るのではないのでしょうか。そうすると、県職員に対する指導と委託事業者に対する指導は少し違うのではないかという気もするのですが、これはこのままでいいですか。

【事務局】

県職員に対しては、原則年に1回、研修を行っておりますが、委託事業者についても同じようなセキュリティ研修をするよう委託契約書等に記載しておりますので、大きな流れとしては同じかと思えます。

【岡本部長】

研修も。

【櫻井委員】

(2)ウの「評価書の公表について」で、「公表することによりセキュリティ上のリスクがあると認められる部分は存在しないため」とありますが、こう判断したのは審議会という理解でよろしいのですか。「実施主体について」では、主語が福岡県知事でしたけれども、「認められる部分は存在しない」と判断したのは審議会ですかね。

【事務局】

「認められる部分は存在しない」と判断したのは知事部局の判断です。全て公表していますので、その事実を書いているというイメージだったのですけれども。

【岡本部長】

要するに最後の付言にポイントがあるという判断で、結局公表するということになっているという事実を我々が見たということ。

【事務局】

確認したというイメージです。

【櫻井委員】

作文の問題ですかね。点が入るかどうかな。入れた方がいいのかな。

【岡本部長】

「存在しないとして」ぐらいにしますか。

【櫻井委員】

「ため」というか、ちょっとこの文章が、主語が。

【事務局】

では、「リスクがあると認められる……」。

【櫻井委員】

この手の文章の主語は、全て福岡県知事となる形でしょうか。

【岡本部長】

要するにこういうことをやっているという事実を、我々がチェックしましたということですので、「存在しないため」で間違いではないけれども、存在しないという前提でという話ですから、「存在しないとして」という表現の方がいいかもしれない。

【事務局】

では、そのように修正します。

【岡本部長】

どうでしょうか。そういうことならすっきりしますか。

【櫻井委員】

他の方も、読んでちょっと……。これは初めて作る文章ですか。

【事務局】

そうです。

【櫻井委員】

前例がないから、慎重にしたけれども、ここで決めると前例になってね。

【事務局】

はい、今回は初めての答申です。

【櫻井委員】

この手の文章は後々、全部直さなくてはいけないということはしないですよ。詳しく書くと、もう1回、何ですかね、正確に、「評価書を公表することにより」の後に「、」ですか。

【事務局】

はい。

【櫻井委員】

「セキュリティ上のリスク」、何におけるセキュリティ上のリスクですかね。

【岡本部長】

評価書を公表したからといって、このシステム自体に外からの攻撃があるわけではないという話。そうしたら、「評価書を」としますか。上のタイトル自体が、「評価書の公表について」だから、なくてもいいけれども、あっても悪くもない。た

だ、他のところがそういう形です。

【事務局】

ここは、どちらかという、評価実施機関が、セキュリティ上のリスクがあるという理由で、非開示にしてしまうようなことを審査して、それは本当に非開示にしなければいけない情報なのかということを見てもらうというのが趣旨です。

この特定個人情報保護評価書は公表が原則ですので、原則どおり全て公表させていただきますということをここで書いています。

【岡本部長】

それはいいのですが、要するに言葉としては「評価書を」とあえて入れるかどうかだけの話なので。

【事務局】

入れた方が分かりやすいとは思いますが。

【岡本部長】

入れた方がいいと思いますか。例えば1ページ目の(2)アの「しきい値判断について」では繰り返していないのですよね。そういう意味では、なくてもいいのかもしれませんが、中に言葉として出てきているのですよね。(2)アでいうと、「全項目評価」、それから(2)イでは、「実施主体である福岡県知事」、それから(2)エでは、「適切な時期に評価」というように出てきているから、「評価書を」という単語を入れた方がバランス上はいいかもしれない。では、「評価書を」という単語を入れましょうか。

【事務局】

はい。

【岡本部長】

あとはいいですか。

【全委員】

なし。

【岡本部長】

では、2ページ目の最後の行、「審査会」とあるのを「審議会」とする。それから、今のところ、「評価書を公表することにより……しないため」のところを「しないとして」に変えるということによろしいかと思いますが、異議はございませんか。

【全委員】

異議なし。

【岡本部長】

では、そういう修正を加えた上で、答申をするということにいたします。

○ 住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務に係る第三者点検について

【岡本部長】

それでは、議題2に移ります。

議題2は、「住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務に係る第三者点検について」です。

お手元に配付している諮問書の写しと、これに添付されたインデックスを貼った資料があると思います。

まず評価実施機関の方から説明をしていただくことにいたしましょう。お願いします。

【評価実施機関】

市町村支援課長の末弘でございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

特定個人情報保護評価書の詳細につきましては、後ほど担当者から御説明させていただきますので、私からは、住民基本台帳ネットワークシステムの概要、本日の諮問の趣旨及び経緯につきまして御説明させていただきます。

住民基本台帳ネットワークシステムとは、各市町村で運用されていた住民基本台帳に関するシステムをネットワーク化した地方公共団体共同のシステムで、平成14年8月から運用が開始されております。

本システムの導入により、これまで住民がパスポート等を申請する際に必要であった住民票の写しを省略することが可能となったほか、市町村間で本システムを通じて住民の異動情報をやり取りすることも可能となっております。

なお、本システムの運用及び開発等については、住民基本台帳法に基づきまして、地方公共団体情報システム機構が行っております。

次に、諮問の趣旨でございます。マイナンバー制度の導入に伴う住民基本台帳法の改正によりまして、住民基本台帳ネットワークシステムについても、マイナンバーを保有することとなっております。そのため、特定個人情報保護評価に関する規則に基づき、特定個人情報保護評価を実施する必要があるがございます。評価の指針によりますと、30万人以上の特定個人情報ファイルを保有する場合には、住民等への意見聴取や第三者点検が必要となる全項目評価の実施が義務付けられております。

本県が管理いたしますサーバにつきましては、県内の住民約500万人の情報を保有しております。このため、指針に基づいて全項目評価を実施するものでございます。

これまで特定個人情報保護評価書の作成を行い、2月2日から3月3日にかけて住民等からの意見聴取を実施しております。

次に、第三者点検を行う必要があるがございますので、福岡県個人情報保護条例に基づきまして、福岡県個人情報保護審議会への諮問を行うものでございます。

それでは、特定個人情報保護評価書の詳細につきまして、担当の服部から説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

【岡本部長】

どうぞお願いします。

【評価実施機関】

担当の服部と申します。

特定個人情報保護評価書の内容について御説明させていただきたいと思ひます。

お手元の資料を御覧ください。1枚目が諮問書、2枚目が提出書類の目次となります。

それでは、特定個人情報保護評価書（全項目評価書）について、御説明させていただきます。

特定個人情報保護評価書（全項目評価書）の1ページ目を御覧ください。

まず、この特定個人情報保護評価書は、住基ネットの開発、運用を行っている地方公

共団体情報システム機構で、特定個人情報保護委員会の承認を得ているものに、本県における運用状況を一部追加し、本県の特定個人情報保護評価書を作成しているものです。それでは読み上げさせていただきます。

評価書番号、2番。

評価書名、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務 全項目評価書。

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福岡県は、住民基本台帳ネットワークシステムに係る本人確認情報の管理及び提供等に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

次に、特記事項を記載しております。

まず、当該システムは、委託先である地方公共団体情報システム機構が、障害や不正アクセス等を24時間監視しております。

このシステムを利用するに当たっては、手の平の静脈を利用した生体認証による操作者認証の導入やアクセス権限の適切な管理等により、事前に利用者登録されている者以外が不正にシステムを利用することができない仕組みとなっております。

利用者がシステムを利用した際に履歴が残る仕組みとなっており、当該履歴をもとに、不正な利用がないか随時確認を行っております。

さらに、当該機構からの通知に基づき、OSのアップデートやウイルス対策ソフト等の更新を随時行っているほか、ファイアウォール等により論理的にインターネットと接続できない状態としております。

評価実施機関名、福岡県知事。

2ページ目を御覧ください。

こちらに項目の一覧を記載しております。

3ページ目を御覧ください。

こちらから特定個人情報保護評価書の内容について説明させていただきます。

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称、これは先ほど御説明したとおりです。

②事務の内容、福岡県は、住民基本台帳法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システムを市町村と共同で構築している。

詳細を説明しますので29ページの「住民基本台帳ネットワークシステムの概要」を御覧ください。

概要については、住民基本台帳ネットワークシステムは、全国の地方公共団体を専用回線で結び、市町村ごとに運用されていた住民基本台帳に関するシステムをネットワーク化することにより、全国共通の本人確認を可能とするシステムで、平成14年8月から運用が開始されています。

次に、下の図を御覧ください。

左側に市町村、中央に都道府県、右側に機構という作りになっております。

左枠内の既存住基システムが、住基ネットを運用する前に、市町村で各々運用されていたシステムとなります。これらをネットワーク化するために、市町村内にCSと呼ばれるサーバを置いております。このサーバでシステムを共通化することにより、次の都道府県サーバや全国サーバで情報を扱うことを可能としており、これらによって住基ネットシステムが運用されているという仕組みになっております。

今回、特定個人情報保護評価書に記載したところは、福岡県で管理している部分ですので、集約センター及び都道府県サーバの部分に記載していることになっております。

用語の説明は割愛させていただきます。

導入の主なメリットとしては、これまで住民が申請等する際に必要だった住民票の写しの提出を省略することが可能となりました。また、市町村間で住基ネットを通じて住民の異動情報をやり取りすることが可能となりました。さらに、国の機関や都道府県等において、住民の現況を確実かつ迅速に把握することが可能となりました。

以上が住基ネットワークシステムの概要です。

それでは、3ページ目に戻らせていただきます。

②事務の内容の中段からです。

具体的に福岡県では、住基法の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。

①磁気ディスクによる特定個人情報ファイルの管理。

②市町村からの本人確認情報に係る変更の通知に基づく特定個人情報ファイルの更新及び地方公共団体情報システム機構へ通知。

本人確認情報の説明を※印に記載しておりますが、本人確認情報とは、氏名、性別、生年月日及び住所の4情報、住民票コード、個人番号及びこれらの変更情報のことです。

③福岡県知事から本人確認情報に係る福岡県のその他の執行機関への提供又は他の部署への移転。

④住民による請求に基づく当該個人の本人確認情報の開示並びに開示結果に基づく住民からの本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出に対する調査。

⑤機構への本人確認情報の照会。

このように、住基法に基づいて、今御説明した事務で取り扱うこととしております。

③対象人数、30万人以上。

福岡県民は約500万人ですが、選択肢の関係上30万人以上を選択しています。

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

①システムの名称、住民基本台帳ネットワークシステム。

先ほど御説明したとおり、本評価書については、都道府県サーバ部分について記載しております。

②システムの機能ですが、5ページ目の図を使って御説明したいと思います。

こちらは事務の内容ということで記入をさせていただきます。

備考から読み上げます。

1. 本人確認情報の更新に関する事務

1-①. 市町村において受け付けた住民の異動に関する情報を、市町村CSを通じて

都道府県サーバに通知する。

1-②. 都道府県サーバにおいて、市町村より受領した本人確認情報を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する。

1-③. 機構に対し、住民基本台帳ネットワークを介して、本人確認情報の更新を通知する。

2. 福岡県の他の執行機関への情報提供又は他の部署への移転

2-①. 福岡県の他の執行機関又は他の部署において、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。

2-②. 福岡県知事において、提示されたキーワードを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、照会元に対し、当該個人の本人確認情報を提供・移転する。

3. 本人確認情報の開示に関する事務

3-①. 住民より本人確認情報の開示請求を受け付ける。

3-②. 開示請求者（住民）に対し、都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された当該個人の本人確認情報を開示する。

4. 機構への情報照会に係る事務

4-①. 機構に対し、個人番号又は4情報等をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。

4-②. 機構より、当該個人の本人確認情報を受領する。

5. 本人確認情報検索に関する事務

5-①. 4情報の組み合わせを検索キーに、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索する。

6. 本人確認情報整合

6-①. 市町村CSより、都道府県サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。

6-②. 都道府県サーバにおいて、市町村CSより受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの整合性確認を行う。

6-③. 都道府県サーバより、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。

本システムは、主にこの六つのシステムが実装されることになっております。

3ページに戻っていただけますでしょうか。

②システムの機能については、今御説明したとおりです。

③他のシステムとの接続、住基ネットシステムは、他のシステムと接続しておりません。

4ページ目を御覧ください。

3. 特定個人情報ファイル名、都道府県知事保存本人確認情報ファイル。

4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由

①事務実施上の必要性、福岡県では、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、下記の記載の通りの必要性から取り扱う。

都道府県知事本人確認情報ファイルは、転出入があった場合等にスムーズな住民情報の処理を行うため、また全国的な本人確認手段として、1つの市町村内にとどまらず、全地方公共団体で、本人確認情報を正確かつ統一的に記録・管理することを目的として、

以下の用途に用いられる。

①～⑥については、先ほど5ページの事務の内容で御説明した内容を記載しております。

②実現が期待されるメリット、住民票の写し等にかえて本人確認情報を利用することにより、これまで窓口で提出が求められていた行政機関が発行する添付書類の省略が図られ、もって住民の負担軽減につながることが見込まれる。

5. 個人番号の利用

法令上の根拠は、記載したとおりです。住基法が根拠となっております。

6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

住基ネットシステムについては、情報提供ネットワークシステムとの接続はありませんので、実施しないとしております。

7. 評価実施機関における担当部署

①部署、企画・地域振興部市町村支援課。

②所属長、企画・地域振興部市町村支援課長 末弘 孝之。

8. 他の評価実施機関のところは空欄としております。

以上が、基本情報の説明ですが、御質問等ありますでしょうか。

【岡本部長】

まず、基本情報に関するところで一旦区切って、御質問、御意見等を受けた方がよからうかと思えます。

事務の内容は、3ページに書いてあるところですがけれども、本人確認情報に関する4情報、住民票コードまでは、従来の住基ネットのシステムでもやっていたところですね。個人番号をこのシステムに追加するということですから、こういうところで、個人番号や変更情報についても取り扱うこととなります。

4ページ目の「法令上の根拠」で挙げているように、従来からこういうシステム自体は予定されていたのですが、個人番号を追加するというのがシステムに被さってきたという事情のようです。

それから、5ページ目の備考に、「本人確認情報の開示に関する事務」とありますが、これは情報が県に保存されているから、これを本人が請求した場合に開示するということなんでしょうか。つまり、窓口は市町村のままで、県に直接来るのではないということですか。

【評価実施機関】

いいえ、都道府県で保管している本人確認情報を、本人が確認したいということであれば、県に開示請求していただいて、開示するということとなります。

【岡本部長】

従来であれば、そういった請求は市町村単位でやっていたはずですが。都道府県も持っているとするれば、都道府県に対する開示請求もあり得るということですか。

【櫻井委員】

部長、今どの部分を論議されているのでしょうか。

【岡本部長】

5ページ目の備考の3です。「本人確認情報の開示に関する事務」で、通常どこで情

報を保存しているかといったら、住基ネットのシステムでは、市町村だったのですが、今度は都道府県も情報を保有するということになると、都道府県に対する開示請求もあり得るということになるようです。

それから、先ほど地方公共団体情報システム機構とのやり取りも出てくるという話でした。

【石坂委員】

結局3カ所にあるということですか。

【評価実施機関】

そうですね、市町村、都道府県、全国サーバ、全国サーバについては、地方公共団体情報システム機構が管理しておりますが、それぞれが情報を保有していることとなります。

【石坂委員】

テクニカルな話になりますが、なぜ3か所に分けて持っているのか。こういうものは1か所で持つておくべきではないですか。1か所で集中的に管理して、市町村とかはそこへアクセスするだけという形にするべきだと思います。市町村は市町村で別にデータを持っているわけですよ。

【評価実施機関】

はい。

【石坂委員】

県は県で情報を持っているわけですね。そうなる、その辺の整合性を確認するための作業が必要になって、煩雑なシステムになるという気がします。つまり故障が起こるとかね、問題が起こるとい。なぜこういうことになっているのでしょうか。

【岡本部長】

これは、住基ネットのシステムをどうするかという話なので、住基ネット自体が既に広域利用を予定しているので、今回はこれに番号法による番号を被せただけです。

【石坂委員】

個人番号が追加されたことによって、情報を1か所に集約しようとか、そういう話は出ていないのですか。この審議会と全然関係ないかもしれないですけども。

【評価実施機関】

住基法上がそのような作りの法令となっていて、基本的には市町村で持っている情報は市町村で利用、都道府県で持っている情報は都道府県で利用する、地方公共団体システム機構で持っている情報は国で利用するというので、分かれて持っている実情でございます。

【櫻井委員】

住基ネットは、現状そうだということなのですね。

【評価実施機関】

はい。そうです。

【櫻井委員】

新しいシステムではなくて。

【評価実施機関】

はい。

【岡本部長】

些細なことですが、特定個人情報保護評価書を見ると、1 ページ目の「評価実施機関名」に「福岡県知事」と書いてある。先ほどの答申には「実施主体」と書いていたのですが、表記が実施機関名ということであれば、「主体」という言葉は、「機関」と変えなければいけない。この様式がこれであれば。

【事務局】

様式はこちらですね。

【岡本部長】

そうすると、先ほど言ったように、答申の「実施主体について」の部分は、本来は県でしょう。機関なら知事だけでも。

【事務局】

様式に合わせて、機関名に。

【岡本部長】

機関名であれば、機関という言葉に変えてください。これが正しいとすれば、答申案の1 ページ目(2)イの「実施主体について」と書いてあるところ。もし、制度上の様式が実施機関ということになっているのであれば、ここは「機関」と書かなければならないことになってしまいますけれども。そうすると、イの「実施主体について」というのが、「実施機関について」、2行目の「事務の実施主体である」を「実施機関である」と変えなければなりません。

【事務局】

この記載は、実施主体たる機関という趣旨で書かれるものと考えています。特定個人情報保護評価を実施する主体である機関名という……。

【森委員】

事務の実施主体機関であると、入れたらどうですか。

【岡本部長】

事務の実施。つまり主体自体は、人でなければならない。機関ではないのですよという話です。

【事務局】

評価実施機関として、適切な実施主体が評価実施機関になっているかというところを見る項目なので、こういう標題になっていると理解していますが。

【岡本部長】

それならもうそれでもいいかもしれません。そこの整合性はもうお任せします。では、他になければ。

【森委員】

3 ページ目の2③他のシステムとの接続で、住民基本台帳ネットワークシステムとありますが、これはこのシステム自体ですよ。

【評価実施機関】

そうですね。

【森委員】

それと同じものであるから、どうなのかなと思ったのですけれども、これとはつながっているというか、そのものですね。

【評価実施機関】

そのものですので、○印は付けていません。特段他のシステムと接続というわけではなくて、システムそのものですので。

【岡本部長】

データを増やすだけというような……。

【評価実施機関】

そうですね。

【岡本部長】

データの種類を増やした、種類というのかな、要するに中身が増える、個人番号に関する項目が増えたということです。

【森委員】

同じものだったらつながっているイメージがあったので、いいのかなと思ったのですけれども。それだと、全部他のところも、そのものだったら○印は付けられないという形で統一されているのですか。

【評価実施機関】

そうですね。こちらは機構から様式が、記載が示されておりまして、そこでも空欄にはなっております。

【森委員】

はい。ありがとうございます。

【岡本部長】

本来、住基ネットのそれだけのシステムだから、他の、例えば前回やった税のシステムと接続されるわけではないという話。

では、よろしいですか。

【全委員】

なし。

【岡本部長】

では、先へ進めましょう。

【事務局】

6 ページ目を御覧ください。

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名、都道府県知事保存本人確認情報ファイル。

2. 基本情報

①ファイルの種類、システム用ファイル。

②対象となる本人の数、100万人以上1,000万人未満。

先ほど御説明しましたとおり、福岡県民は約500万人おりますので、100万人以上1,000万人未満という項目を選択しております。

③対象となる本人の範囲、福岡県内の住民。

その必要性、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて全国共通の本人確認を行う

ため、本特定個人情報ファイルにおいて、福岡県内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要がある。

④記録される項目、10項目以上50項目未満。

11ページ目に具体的な記録項目を記載しておりますが、全24項目となります。

主な記録項目は、識別情報としては、個人番号。連絡先等情報としては、4情報（氏名、性別、生年月日、住所）、その他住民票関係情報です。

その妥当性、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報を記録する必要がある。

全ての記録項目については、11ページのとおりです。

⑤保有開始日、平成27年6月予定。

⑥事務担当部署、福岡県企画・地域振興部市町村支援課。

3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元、地方公共団体・地方独立行政法人（市町村）。

7ページ目を御覧ください。

②入手方法、その他（市町村CSを通じて入手する。）。

③入手の時期・頻度、住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に変更又は新規作成が発生した都度入手する。

④入手に係る妥当性、住民に係る情報に変更があった又は新規作成された際は、市町村がそれをまず探知した上で、全国的なシステムである住民基本台帳ネットワークシステムで管理する必要があるため、市町村から都道府県へ、都道府県から機構へ通知がなされることとされているため。

⑤本人への明示、都道府県知事が当該市町村の区域内の住民の本人確認情報を入手することについて、住基法第30条の6に明示されている。

⑥使用目的、住民基本台帳ネットワークシステムを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイルにおいて、福岡県内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。

使用目的の変更はありませんので、変更の妥当性は、記載しておりません。

⑦使用の主体

使用部署、福岡県企画・地域振興部市町村支援課。

使用者数、10人未満。

当課ではシステムを管理するための権限を割り振っている者を、3名としています。

⑧使用方法は、先ほど5ページで説明した内容とほぼ同じ内容になりますが、繰り返し説明をさせていただきます。

市町村長からの住民票の記載事項の変更又は新規作成の通知を受け、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新し、機構に対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。

福岡県の他の執行機関又は他の部署からの本人確認情報の照会要求を受け、照会のあった住民票コード、個人番号又は4情報の組合せを元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、該当する個人の本人確認情報を照会元へ提供・移転する。

住民からの開示請求に基づき、当該住民の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認

情報ファイルから抽出し、書面等により提供する。

4 情報の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルの検索を行う。

都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録された本人確認情報の整合性の確認を行う。

情報の突合、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと都道府県知事保存本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。

福岡県の他の執行機関又は他の部署からの照会に基づいて本人確認情報を提供・移転する際に、照会元から受信した対象者の4情報等との突合を行う。

請求に基づいて本人確認情報を開示する際に、開示請求者から受領した本人確認情報との突合を行う。

市町村C Sとの整合処理を実施するため、4情報等との突合を行う。

情報の統計分析、住基法第30条の15第1項第4号の規定に基づいて統計資料の作成を行う場合、情報の統計分析を行うことがある。

また、本人確認情報の更新件数や提供件数等の集計を行う。

権利利益に影響を与え得る決定はありませんので、該当なしとしております。

使用開始日、平成27年6月1日。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無ですが、委託は2件あります。

委託事項1、都道府県サーバの運用及び監視に関する業務。

8ページ目を御覧ください。

①委託内容、全国の都道府県サーバを1拠点(集約センター)に集約化することとしたため、当該都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を、集約センター運用者に委託する。

委託は、直接本人確認情報とは係わらないもの。直接本人確認情報にアクセスできず、閲覧・更新・削除等を行わない業務を対象としております。

②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲、特定個人情報ファイルの全体。

これは、サーバの運用及び監視を委託をすることになりますので、特定個人情報ファイルの全体と記載をしております。

対象となる本人の数、100万人以上1,000万人未満。

対象となる本人の範囲、「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。

その妥当性、本特定個人情報ファイルが保存される都道府県サーバの運用及び監視に関する業務を委託することによる。

なお、「①委託内容」の通り、委託事項は、直接本人確認情報に係わらない事務を対象としているため、委託先においては、特定個人情報ファイルに記載された情報そのものを扱う事務は実施しない。

③委託先における取扱者数、10人未満。

④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法、専用線。

⑤委託先名の確認方法、委託先が決定した際には、当県のホームページで公表してい

る。

⑥委託先名、地方公共団体情報システム機構。

⑦再委託の有無、再委託する。

⑧再委託の許諾方法、書面による承諾。

⑨再委託事項、都道府県サーバの運用及び監視に関する業務。再委託する業務は、直接本人確認情報に係わない業務を対象とする。

委託事項2、福岡県住民基本台帳ネットワークシステムに係る代表端末機器等の運用管理及びソフトウェア保守業務。

①委託内容、代表端末及び業務端末等の機器の運用支援、システム障害時の復旧作業等を行う。

②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲、特定個人情報ファイルの全体。

対象となる本人の数、100万以上1,000万人未満。

対象となる本人の範囲、「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。

その妥当性、システムの障害時の復旧やシステムから出力されたログの確認等の作業を行う場合に、本人確認情報を取り扱う場合がある。なお、委託事業者には、本人確認情報を検索できる権限は与えない。

③委託先における取扱者数、10人未満。

④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法、こちらについては、実際にそのシステムを操作して、保守作業を行うということになりますので、特段提供等を行うものではないため、○印を付けておりません。

⑤委託先名の確認方法、委託先が決定した際には、当県のホームページにて公表している。

⑥委託先名、日本電気株式会社九州支社。

再委託はしません。

5. 特定個人情報の提供・移転

提供・移転の有無、提供は3件で、移転は1件となります。

提供とは、知事部局以外への情報を受け渡すことで、移転とは、知事部局内の市町村支援課以外の他課に本人確認情報を受け渡すことです。

提供先1、地方公共団体情報システム機構。

①法令上の根拠、住基法第30条の7。

②提供先における用途、福岡県知事より受領した本人確認情報を元に機構保存本人確認情報ファイルを更新する。

③提供する情報は、記載のとおりです。

④提供する情報の対象となる本人の数、100万人以上1,000万人未満。

⑤提供する情報の対象となる本人の範囲、「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。

⑥提供方法、その他（住民基本台帳ネットワークシステム）。

⑦時期・頻度、市町村長からの通知に基づいて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの更新を行った都度、随時。

提供先2、福岡県の他の執行機関（教育委員会など）。

①法令上の根拠、住基法第30条の15第2項。

②提供先における用途、住基法別表第六に掲げる、自都道府県の他の執行機関への情報提供が認められる事務の処理に用いる。

③提供する情報は、記載のとおりです。

④提供する情報の対象となる本人の数、100万人以上1,000万人未満。

⑤提供する情報の対象となる本人の範囲、「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。

⑥提供方法、電子メール、電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）、フラッシュメモリ、その他（住民基本台帳ネットワークシステム）。

住民基本台帳ネットワークが該当するのは、画面を閲覧することがあるためです。

⑦時期・頻度、福岡県の他の執行機関から情報照会の要求があった都度、随時。

10ページ目を御覧ください。

提供先3、住基法上の住民。

①法令上の根拠、住基法第30条の32。

②提供先における用途、開示された情報を確認し、必要に応じてその内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出を行う。

③提供する情報は、記載のとおりです。

④提供する情報の対象となる本人の数、100万人以上1,000万人未満。

⑤提供する情報の対象となる本人の範囲、「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。

⑥提供方法、紙、その他（住民基本台帳ネットワークシステム）。

⑦時期・頻度、開示請求があった都度、随時。

移転先1、福岡県の他の部署（税務課など）。

①法令上の根拠、住基法第30条の15第1項。

②移転先における用途、住基法別表第五に掲げる、福岡県知事において都道府県知事保存本人確認情報の利用が認められた事務の処理に用いる。

③移転する情報は、記載のとおりです。

④移転する情報の対象となる本人の数、100万人以上1,000万人未満。

⑤移転する情報の対象となる本人の範囲、「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。

⑥移転方法、電子メール、電気記録媒体（フラッシュメモリを除く。）、フラッシュメモリ、その他（住民基本台帳ネットワークシステム）。

⑦時期・頻度、福岡県の他の部署からの検索要求があった都度、随時。

6. 特定個人情報の保管・消去

①保管場所、セキュリティゲートにて入退館管理をしている都道府県サーバの集約センターにおいて、施錠管理及び入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。サーバへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要になる。

福岡県においては、出力した記録媒体等を施錠管理できる場所に保管する。

こちらは全て情報について、集約センターで管理をしており、本県においても、出力した状況や記録媒体等を施錠管理できる場所に保管すること規定しています。

②保管期間、20年以上。

その妥当性、住民票の記載の修正後の本人確認情報は、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管する。

住民票の記載の修正前の本人確認情報及び消除者の本人確認情報は、住基法施行令第

30条の6に定める期間保管する。

住民票の記載の修正後の本人確認情報については、新たに記載の修正の通知を受けるまで保管し、住民票の記載の修正前の履歴情報等の本人確認情報については、その履歴の情報、転出された方や亡くなった方等、住民票の情報を削除した方の本人確認情報は、150年間保管することになります。

③消去方法、都道府県知事保存本人確認情報ファイルに記録されたデータをシステムで自動判別し消去する。

以上が特定個人情報ファイルの概要の説明になります。

【岡本部長】

何か御質問はございませんでしょうか。

【森委員】

この※印はどういう意味ですか。

【岡本部長】

何ページですか。

【森委員】

全部です。6ページや7ページで、「主な記録項目」や「対象となる本人の範囲」に付いている。

【事務局】

こちらの※印は、評価書の記載様式の中に入っているもので、※印の項目は重要な点であるということが示されております。ここに変更が生じるような場合は、特定個人情報保護評価をもう一度、再実施することとなっています。

【森委員】

使用方法を見ると、1回あったら国に行って、市に行って、県に行くと、かなり状況が動く感じ。先ほど石坂委員がおっしゃっていましたがけれども。

【岡本部長】

要するにこれは住基ネットシステム以外の話で、個人にとってどれほどのメリットがあるかという話です。住基ネットシステム自体が広域利用でやると、例えば同じ都道府県内の他の市町村に異動したような場合、あるいは他の都道府県に異動したような場合に書類が必要な場合等に、添付書類が不要になる程度のメリットしかないですね。

いろいろな活動をしている人は別として、一般市民はそんなにメリットを実感できる機会がありませんね。

いずれにせよ、住民基本台帳法自体でそういう利用を正当化しているもので、やることは全て法令上の根拠があるということは間違いのない話です。

8ページに委託先のこと書いてあって、⑦再委託の有無がありますけれども、これは再委託するのは、委託先が集約センターということですよ。県が直接再委託するというのではないのでしょうか。

【評価実施機関】

そうですね。都道府県サーバの運用及び監視に関する業務は、地方公共団体情報システム機構に委託しておりまして、地方公共団体情報システム機構からさらに委託先を選定して再委託しています。

【岡本部長】

それから、9ページの提供先ですが、提供先1は、地方公共団体情報システム機構となっています。これは全国の情報を集約するということでしょうけれども、もう一つは提供先2として、福岡県の他の執行機関、これは地方自治法第180条の5に知事の他に委員会を設置するよう規定されていて、教育委員会や選挙管理委員会等いろいろな委員会があります。ここでは教育委員会だけ出ていますが、ほかもあり得るかなと思います。これは法令上の根拠があるから、ここで出せるもの、提供できるもの、あるいは用途を特定した上でこういった形にするというのは法令上決まっているので、それはそれでということなのでしょうけれども。

⑥提供方法がたくさんあるのだけれど、これは大丈夫ですか。

【評価実施機関】

それぞれ手順と基準を作って、定めを置いてやらせていただいております。

【岡本部長】

例えばメールだと誤送信しないとかですね。

【評価実施機関】

メールの利用については、行政コミュニケーションシステムというものを活用しております、その中でのやり取りに限っております。フリーメール等の使用は認めておりません。システムのメールについては、外部へメールを送信するときには必ずCcの欄に上司のメールアドレスを入れないと外部に送信できないような仕組みになっております。システムを利用することで外部に情報が流出するようなことがないように、このような取扱いをしております。

【岡本部長】

フラッシュメモリは。

【評価実施機関】

フラッシュメモリについても、情報政策課でフラッシュメモリの管理基準を制定し、対応しております。その基準に基づいてフラッシュメモリ使用の際は管理簿に記入する等、管理はきちんと行っているところです。

【岡本部長】

他に何かありますか。

【櫻井委員】

今のメールの件で、Cc欄の上司には少なくともメールが送信される。宛先には何を書くのですか。

つまり、宛先は限られているのか。宛先を間違ったら情報が漏れてしまうのではないのですか。

【評価実施機関】

メールでのやり取りする場合には、Ccのところを必ず空欄にするように指導しております。そうすることによって、万が一外部の宛先を入力したとしても、Ccに上司のメールアドレスを入力していないと送信されない仕組みとなっています。

【櫻井委員】

上司の方が必ずチェックするのですか。

【評価実施機関】

外部にメールを出す場合は必ず上司がチェックします。

【櫻井委員】

普通メールだから一緒に送信されてしまうのではないのですか。違うのですね。Ccでメールが送られた上司が読んだ上で外部にメールが送信されるようなシステムなのですか。

【事務局】

外部に送信する場合は一緒に送信されてしまうのですけれども。

【石坂委員】

外部の間違ったところに送信されましたということを上司が分かるだけなのですよ。だから、メールアドレスを間違えたときはもう手遅れですよ。

【評価実施機関】

ですから、Ccに上司を入れないと外部には出ないようにしています。メールを送る際にはCcを空欄にしますので、外部には送信されないということです。

【櫻井委員】

これは内部だけのメールということですね。

【評価実施機関】

行コミメールといいまして、庁内LANを利用したメールです。

【櫻井委員】

では逆に今度Ccに上司を間違えて付けてしまうと、出ちゃいますよね。そういうことも事故で十分可能性はあるのかなと思うのですが。

【評価実施機関】

ファイルにはパスワードを設けております。

当然メールで送るということも頻繁にあるわけではありません。

【櫻井委員】

別のところではそういう事故がありましたよね。

【評価実施機関】

そうですね。私たちも外部に誤送信があったということを聞いています。

【櫻井委員】

メールがやっぱり手軽過ぎて。

【岡本部長】

過去の事故では、送信先を間違っていたとか、あるいはフラッシュメモリを途中で盗まれたり紛失したというような事故があるから、そういうことのないようなシステムにしておかなければいけないという話です。

【評価実施機関】

フラッシュメモリを受け渡すときは、手渡しです。

【岡本部長】

外部記憶媒体が増えると、そういうことまで心配しなければいけない。

【櫻井委員】

予防と検知とはっきり区別して、しっかりとガイドラインが作ってあるのですよね。

【事務局】

はい。手順をきちんと基準を設けて、それに沿ったやり方で運用するように設けてお
ります。

【櫻井委員】

予防なのか検知なのか、はっきり区別されていればいいと思います。起こるのはミス
なので仕方ないでしょう。

【岡本部長】

10ページの②保管期間で150年とありますが、確か、皆さんの寿命が延びたので、
2代分ぐらいは残しておかないと確認できない場合があるということで、思い切って延
ばしたということで、前は50年ぐらいでしたか。

【事務局】

前は5年ほどでした。こちらは番号制度の導入に伴って国で検討があったようで、そ
こで150年に延びております。

【岡本部長】

他にございませんか。

【全委員】

なし。

【岡本部長】

まだ先がありますか。残りも全部やっておかないといけません。
続いてお願いします。

【評価実施機関】

では、12ページ目を御覧ください。

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

1. 特定個人情報ファイル名、都道府県知事保存本人確認情報ファイル。
2. 特定個人情報の入手

リスク1：目的外の入手が行われるリスク

対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容、都道府県知事保存本人確認情
報ファイルにおける特定個人情報の入手手段は、市町村CSからの本人確認情報更新要
求の際に通知される本人確認情報に限定される。この場合、市町村CSから対象者以外
の情報が通知されてしまうことがリスクとして想定されるが、制度上、対象者の真正性
の担保は市町村側の確認に委ねられるため、市町村において厳格な審査が行われるこ
とが前提になる。

つまり、市町村のサーバから更新があった際に通知される情報に基づいて更新を行う
ということです。

必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容、法令により市町村から
通知を受けることとされている情報のみを入手できることを、システム上で担保する。

その他の措置の内容は、空欄としております。

リスクへの対策は十分か、特に力を入れている。

リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容、本人確認情報の入手元を市町村CSに限定する。

リスクへの対策は十分か、特に力を入れている。

リスク3：入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク

入手の際の本人確認の措置の内容、住民の異動情報の届出等を受け付ける市町村の窓口において、対面で身分証明書（個人番号カード等）の提示を受け、本人確認を行う。

個人番号の真正性確認の措置の内容、市町村において真正性が確認された情報を市町村CSを通じて入手できることを、システム上で担保する。

特定個人情報の正確性確保の措置の内容、システム上、本人確認情報更新の際に、論理チェックを行う仕組みとする。

例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合等、通常あり得ないような処理があった場合にはエラーとするような仕組みとしております。

また、入手元である市町村CSにおいて、項目のチェックを実施する。

その他の措置の内容は、空欄としております。

リスクへの対策は十分か、特に力を入れている。

リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク

リスクに対する措置の内容、機構が作成・配付する専用のアプリケーションを用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。

アプリケーションについては、*印の注釈を御覧ください。

都道府県内の市町村の住民の本人確認情報を管理し、都道府県内の市町村の市町村CSや全国サーバとのデータ交換を行う。

データの安全保護対策、不正アクセスの防止対策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。

このアプリケーションを用いることによって、入手の際の特定個人情報の漏えいや紛失の防止に努めております。

市町村CSと接続するネットワーク回線に専用回線を用いる、情報の暗号化を実施する等の措置を講じる。

特定個人情報の入手は、システム上自動処理にて行われるため、操作者は存在せず人為的なアクセスが行われることはない。

リスクへの対策は十分か、特に力を入れている。

特定個人情報の入手におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置は、空欄としております。

13 ページ目を御覧ください。

3. 特定個人情報の使用

リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク
宛名システム等における措置の内容、都道府県サーバと宛名管理システム間の接続は行わない。

事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容、庁内のシステムと都道府県サーバとの接続は行わない。

その他の措置の内容は、空欄としております。

リスクへの対策は十分か、特に力を入れている。

リスク 2：権限のない者によって不正に使用されるリスク
ユーザー認証の管理、行っている。

具体的な管理方法、生体認証による操作者認証を行う。

アクセス権限の発効・失効の管理、行っている。

具体的な管理方法については、図を見ながら説明していきたいと思いますので、31
ページ目を御覧ください。

住民基本台帳ネットワークシステムの利用者の情報の管理

1 概要

住民基本台帳ネットワークシステムにおける利用者の認証は、生体情報（手の平の静脈から得られる情報）により、事前に登録した本人かどうかを確認する方法によって行われています。

本県においては、本庁及び各出先所属に利用者の情報を管理する者を置き、利用者の情報の登録、変更及び削除（以下「登録等」という。）を行っています。

その具体的な内容が、2に記載されています。

2 利用者の情報の登録等の流れ

利用者の情報について、本庁の所属においては市町村支援課のシステム管理者が管理し、出先所属においては各所属の利用者の情報を管理する者（以下「拠点管理者」という。）が管理しています。また、システム管理者は、全体の利用者の情報についても管理しています。

ということで、本庁と出先所属に分けた図を記載しております。

(1) 本庁については、本庁各課の所属長から当課のシステム管理者に、①利用者の登録等の申請があります。その場合、市町村支援課において、②利用者の登録等を実施します。市町村支援課で利用者の登録等を実施したら、③管理簿に記入、本庁分と全体分の管理簿に、市町村支援課で記入をするという流れになります。

(2) 出先所属については、出先所属の拠点管理者が①利用者の登録等を実施します。拠点管理者が利用者の登録等を実施したら、出先所属分それぞれで管理している②管理簿に記入します。次に、当課に③登録等の内容を報告。④報告とシステムの情報の突合し、内容に誤りがないか等を市町村支援課で確認します。市町村支援課では、全体の分の管理簿も持っておりますので、⑤管理簿に記入を行うというような流れになっております。

3 不正防止対策

- ・拠点管理者は、利用者の情報を登録等した場合には、原則2週間以内にシステム管理者に報告しなければならない旨を手順書に定め、報告が遅れないよう指示しています。
- ・システム管理者は、拠点管理者からの報告とシステムの登録内容を突合し、誤りがないか確認すると同時に、報告されていない者が登録されていないか確認しています。
- ・システム管理者は、随時、システムの登録内容と利用者管理簿（全体分）の突合を行い、拠点管理者からの報告漏れがないか、確認しています。

- ・登録情報の有効期限を最長でも次年度の4月30日とし、必ず年度初めに全ての利用者の情報の確認（更新）が行われるようにするとともに、万が一、利用者の異動による情報の削除漏れが発生した場合であっても、4月30日以降は利用できない仕組みとしています。
- ・年度当初に拠点管理者向けの説明会を行い、利用者の情報の管理方法を周知しています。

以上が利用者情報の管理の中身となります。

13ページ目に戻らせていただきます。

アクセス権限の管理、行っている。

具体的な管理方法、アクセス権限がある者を管理簿で管理する。

操作者の業務に応じた必要最小限のアクセス権限が付与されるよう管理する。

不正アクセスを分析するために、都道府県サーバの検索サブシステム及び業務端末においてアプリケーションの操作履歴の記録を取得し、保管する。

特定個人情報の使用の記録、記録を残している。

具体的な方法、システムの操作履歴を記録する。

不正な操作が無いことについて、操作履歴により適時確認する。

操作履歴の確認により本人確認情報の検索に関して不正な利用の疑いがある場合は、利用管理簿等との整合性の確認や利用所属への聞き取りを行う。

その他の措置の内容については、空欄にしております。

リスクへの対策は十分か、特に力を入れている。

リスク3：従業者が事務外で使用するリスク

リスクに対する措置の内容、システムの操作履歴を記録する。

システムの操作履歴により、不適切な利用（不必要なあいまい検索による検索対象者以外の情報の表示等）を随時確認する。

毎年度、住民基本台帳ネットワークシステムを利用した者を対象に、一部の操作履歴を抽出し、当該利用が事務外利用でないか第三者が確認する点検作業を実施する。

システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。

リスクへの対策は十分か、特に力を入れている。

14ページ目を御覧ください。

リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク

リスクに対する措置の内容、システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。

リスクへの対策は十分か、特に力を入れている。

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置については、以下の措置を講じます。

- ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない。
- ・都道府県サーバの代表端末及び業務端末のディスプレイを来庁者から見えない位置に置く。
- ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得を禁止する。
- ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承諾を得る。

- ・本人確認情報の開示・訂正の請求に対し、適切に対応する。
- ・本人確認情報の提供状況の開示請求に対し、適切に対応する。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

情報保護管理体制の確認、委託内容に応じて、必要な社会的信用と能力を設定し、委託業者を選定するとともに、その記録を残す。

特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限、制限している。

具体的な制限方法、作業者を限定するために、委託業者の名簿を提出させる。

アクセス権限については、委託業務に必要な最小限のものとするとともに、管理簿で管理を行う。

操作履歴により、不正な使用がないことを確認する。

特定個人情報ファイルの取扱いの記録、記録を残している。

具体的な方法、契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。

システムによる特定個人情報ファイルの取扱いの記録や、媒体授受の取扱記録を残す。

特定個人情報の提供ルール、定めている。

委託先からの他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法については、次のことを契約書に明記しております。

- ・委託先から他者への特定個人情報の提供は一切認めないこと。
- ・必要があれば、委託先が取り扱っている個人情報の状況について、委託者である当県（市町村支援課）の職員が随時確認すること。

委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法、委託先に提供する際、日付及び件数の記録を残す。

特定個人情報の消去のルール、定めている。

ルールの内容及びルール遵守の確認方法については、以下の内容を県が定める管理基準に規定し、委託先に順守させています。

- ・個人情報に記載された媒体を廃棄する場合、紙の書類についてはシュレッダにかけ、電子記録媒体については内容を読み取ることができない状態にする。
- ・廃棄した場合は、台帳にその日付等を記載する。

15 ページ目を御覧ください。

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定、定めている。

規定の内容については、以下の内容を契約書に明記しています。

- ・目的外利用の禁止
- ・個人情報の閲覧者の制限
- ・個人情報の利用・提供の制限
- ・個人情報の複写又は複製の禁止
- ・再委託における条件
- ・個人情報の保護に関する研修の実施
- ・当県職員による個人情報の状況の随時調査の実施

再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保、特に力を入れて行っている。

具体的な方法、委託先である機構と再委託先の契約において、個人情報保護の条項を設けており、従事者への周知を契約で規定している。

再委託する業務は、直接本人確認情報に係わらない業務を対象としている。

委託元は、委託を受けた者に対して、委託元自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行っている。再委託を行う場合は、委託元がその必要性を厳しく審査し、再委託先に対して、委託先と同等の安全管理措置を義務付け、必要かつ適切な監督を行っている。

その他の措置の内容については、空欄としております。

リスクへの対策は十分か、特に力を入れている。

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置、再委託の選定については、平成25年1月24日、都道府県サーバ集約に伴う調達評価委員会が、入札の評価基準の作成に参加し、適切な再委託先となるよう監督している。

5. 特定個人情報の提供・移転

リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転の記録、記録を残している。

具体的な方法、特定個人情報の提供・移転を行う際に、提供・移転の記録をシステム上で管理、保持する。

なお、システム上、提供・移転に係る処理を行ったものの提供・移転が認められなかった場合についても記録を残す。

つまり、単に検索を行っただけで、実際には表示しなかったものについても記録を残すこととなります。

特定個人情報の提供・移転に関するルール、定めている。

ルール内容及びルール遵守の確認方法、法律や条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転については、機構が作成した手引書等によって定められた方法により行う。

その他の措置の内容、利用者やアクセス権限の管理を行い、情報の持ち出しを制限する。

リスクの対策は十分か、特に力を入れている。

リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク

リスクに対する措置の内容、相手方（全国サーバ）と都道府県サーバの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供がされないことがシステム上担保される。

また、福岡県の他の執行機関への提供及び他の部署への移転のため、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。

16 ページ目を御覧ください。

リスクへの対策は十分か、特に力を入れている。

リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク

リスクに対する措置の内容、誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置につ

いては、システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保しています。

誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置については、相手方（全国サーバ）と都道府県サーバの間の通信では相互認証が実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はされないことがシステム上担保されます。

リスクへの対策は十分か、特に力を入れている。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続については、接続はありません。

17ページ目を御覧ください。

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一の基準群、政府機関ではない。

②安全管理体制、特に力を入れて整備している。

③安全管理規程、特に力を入れて整備している。

④安全管理体制・規程の職員への周知、特に力を入れて周知している。

⑤物理的対策、特に力を入れて行っている。

具体的な対策の内容、都道府県サーバの集約センターにおいては、サーバ設置場所、記録媒体の保管場所を施錠管理するとともに、監視カメラを設置してサーバ設置場所への入退室者を特定し、管理する。

福岡県においては、出力した記録媒体等を施錠管理できる場所に保管する。

⑥技術的対策、特に力を入れて行っている。

具体的な対策の内容、ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行う。

庁内のネットワークにおいて、ファイアウォールを導入する。

都道府県サーバの集約センターにおいて、ファイアウォールを導入し、ログの解析を行う。

⑦バックアップ、特に力を入れて行っている。

⑧事故発生時の手順の策定・周知、特に力を入れて行っている。

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか、発生あり。

その内容については、県税のときの評価書と同じ内容のものを記載しておりますので割愛させていただきます。

⑩死者の個人番号、保管している。

具体的な保管方法、生存する個人の個人番号とともに、死亡による消除後、住基法施行令第30条の6に定める期間（150年間）保管する。

18ページ目を御覧ください。

その他の措置の内容については、空欄としております。

リスクへの対策は十分か、特に力を入れている。

リスク2：特定個人情報古い情報のまま保管され続けるリスク

リスクに対する措置の内容、市町村の住民基本台帳で本人確認情報の更新があった場合には住民基本台帳ネットワークシステムを通して本人確認情報の更新が行われる仕組みとなっているため、古い情報のまま保管されることはない。

リスクへの対策は十分か、特に力を入れている。

リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク

消去手順、定めている。

手順の内容、住民票の記載の修正前の本人確認情報（履歴情報）及び削除者の本人確認情報は、法令に定める保存期間を経過した後に系統的に消去する。

磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、その記録を残す。また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉砕等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。

帳票については、福岡県文書管理規程等に基づき、定められた期間のみ保管するとともに、廃棄時には裁断、溶解等、当該文書に記録された情報の漏えいを防止するために必要な措置を講じるものとする。

その他の措置の内容については、空欄としております。

リスクへの対策は十分か、特に力を入れている。

Ⅲについては以上です。

【岡本部長】

今までのところ、何か質問はございませんか。

【櫻井委員】

先ほどの話の中にあつたEメールの話は、17ページの⑨、こういう事件があつたので、こういう措置を取りましたという話ですか。

【評価実施機関】

こちらは、評価実施機関においてという記載ですので、同じ内容を記入しています。

【櫻井委員】

例えばメーリングリストへの発信なんかは制限するのですか。

【評価実施機関】

メーリングリスト……。

【櫻井委員】

つまり、普通電子メールの送信方法は二通りあつて、一つのアドレスに送信する方法と、複数の人がぶら下がっているメーリングリストを作って一括送信する方法があります。メールは組織の中でやり取りだけで、これはそういうことが起こらないものでしたか。

【評価実施機関】

そうですね。庁内の方だけでのやり取りとなりまして、基本的に複数の方に住基ネットで打ち出した情報を提供するというではなく、誰か担当を決めて、その方のみとのやり取りということになっております。

【岡本部長】

12ページに、「制度上、対象者の真正性の担保は市町村側の確認に委ねられるため、市町村において厳格な審査を行われることが前提となる。」とありますが、これについて県として何か市町村に物を言うことがあるのですか。

【評価実施機関】

当県で直接何も住民からの申請もなく住基ネットを利用することは禁止されております。

す。当県でやっている範囲で、市町村から異動届出等の内容について疑義があつて、相談があると、相談に応じるということはしているのですが、直接住所についてこれは正しいのかと聞くことはあまりないです。

【岡本部長】

いやいや、管理システムについてです。県が何か言うほどのこともないような気もするし、信頼してやっているのでしょう。

【評価実施機関】

そうですね。基本的には住民からの異動届出等に基づいた情報が、当県にも流れてきています。

【岡本部長】

それから、13ページの「特定個人情報の使用の記録」ですが、システムの操作履歴を記録するというのだけれども、この記録はどのくらい保存するのですか。

【評価実施機関】

この記録は、現行のシステムが動いている間は保管しております。ですので、特段削除等をせず、そのまま保管しております。

【石坂委員】

でも、それだと溢れるでしょう。

【評価実施機関】

そこは都道府県サーバ上に保管されておまして、機構から容量上も問題ないと説明を受けております。

【櫻井委員】

ずっとシステムが稼働している間全て保管ということ。

【評価実施機関】

そうですね。

【石坂委員】

でも、それは無理でしょう。いつかは溢れますよ。溢れそうになったらディスクを継ぎ足すのですか。

【評価実施機関】

容量的には機構の方から削除しなくても問題ないという話を聞いておりますので。

【櫻井委員】

今はディスクの容量は大きいから、可能でも不思議はないかもしれない。これを、履歴をどこかでチェックするのでしたか。これは事故が疑われて、不正利用の疑いがない場合は特に情報をためたままという理解でよろしいのですね。

【評価実施機関】

そうですね。実際のチェックも行っておりまして、その検索履歴の一部を抽出して、その利用が本当に住基法に規定された目的で利用しているのかということを第三者にチェックしてもらうという点検を行っております。

【岡本部長】

ある意味、永久に保存する必要はない。

【櫻井委員】

多分、だからチェックが終わったら、普通はそこで消してもいいという理解でもいいですかね。

【評価実施機関】

ただ、その利用がかなり多いので、全ての利用をチェックすることが困難です。そのため、一部抽出してチェックをしているということです。また、住民の方から、私の情報がどれぐらい見られているのかという請求があれば、それに応じる必要もございます。

【櫻井委員】

今、住民の方の情報を見に来るのは誰ですか。先ほど、誰から見られているのを知りたいと住民の方が言った場合、誰が見に来ますか。

【評価実施機関】

それは御本人様が来られて、住基ネットの……。

【櫻井委員】

住民の方が見られるのは、自分の情報だけですか。

【評価実施機関】

そのようになっております。

【櫻井委員】

誰からも覗かれていないというのを確認して、その人は納得するという、そういうような意味のようなことをおっしゃったわけですか。住民の人が来て、誰から見られているかを確認しに来る。

【評価実施機関】

自分が検索された履歴を確認……。

【櫻井委員】

ああ、自分で。

【評価実施機関】

はい。これを使われる際には、その事跡を提供することになりますので。

【岡本部長】

検索履歴まで提供する。

【評価実施機関】

はい。

【櫻井委員】

そうですか。

【評価実施機関】

今でも規定上はそのようなことも可能になっております。ここの取扱いについては、特段これまでと変わるものではございません。

【櫻井委員】

それでその方は、多分、それが必要かは分からないけど、本当に見に来て、自分でやったことしかちゃんと残っていないからと安心するということもできるということですか。

あるいは、部会長が言われたように、履歴まで見る。

でも、意味は分かりました。

【岡本部長】

委託のときの安全性という点では、32ページに、地方公共団体情報システム機構との契約書の写しがありますけれど、これで見ると、当然ですが秘密の保持とか、本人確認情報の管理とか、個人情報の保護とかというのがあります。契約金が約1,200万円ばかりだそうですが、他の県も全部機構と契約するわけでしょう。

【評価実施機関】

そうですね。全都道府県が行っております。

【岡本部長】

再委託に関する規定は第9条にあります。ほかにも反社会的勢力の排除とか、丁寧に書いてある。契約違反があった場合は、契約解除しますというのが第16条で、その場合の違約金が契約金の100分の10、約120万円が発生し、さらに、別途損害賠償請求権を妨げないというようなことです。

【櫻井委員】

結局、住基ネットで動いている部分があって、差分を強調している。全部新しいことではないのですよね、今読み上げられたことは。

【評価実施機関】

そうですね。

【櫻井委員】

ですから、そこを強調していただくと助かるのですが。何割ぐらいが差分なのか。

【評価実施機関】

ほとんどが今やっているものでございます。

【櫻井委員】

ですから、それをまた繰り返してここで承認する必要があるのかなというのが一つあります。マイナンバー制度が導入されて、新しくなった部分だけ。ここですとか、例えばどこが今新しく生じるところか、今の中で幾つか、表示していると助かるのですよね。

【評価実施機関】

これまで評価書自体は作ったことはありませんので、承認自体はまだ受けてはいないものなのですけれども、運用自体はこれまで運用していたものを記入させていただいております。これまでも住基ネットについては、住民の方の大切な個人情報を扱っておりますので、厳重な体制を整えております。個人番号が入ることによって、新たに個人情報が加わるわけですから、それに伴って再度評価を行うことで、今の体制に問題がないかというものを確認しているものと認識しております。

【櫻井委員】

例えば17ページの委託業者によるEメールの漏えいがあったということ、これは住基ネット関係で起こった事件ですか。

【評価実施機関】

これは別でございます。

【櫻井委員】

ですよね。とりあえずコメントとしては、差分を強調していただけると私はすごく助かるのですがということです。

【岡本部長】

IV、V、VIはあまりありませんので、全部読み上げず、こうですと簡単に説明していただけますか。

【評価実施機関】

では、簡単にIVからVIまで続けて説明させていただきます。

IV その他のリスク対策

1. 監査

①自己点検については、年に1回、住民基本台帳ネットワークシステムの端末を設置している全所属に対し、セキュリティ対策に係るチェックリストを配付し、自己点検を実施しています。

②監査については、年に1回、利用所属の一部を抽出して、外部監査事業者による監査を実施して、監査結果を踏まえて体制や規定を改善します。

2. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発については、年に1回、住民基本台帳ネットワークシステムの初任者等を対象に、住民基本台帳ネットワークシステムの操作方法や禁止事項等の研修会を行います。また、別途、セキュリティに関する研修も行います。

20ページ目を御覧ください。

V 開示請求、問合せ

①請求先は、記載のとおりです。

②請求方法、指定様式による書面の提出により、開示・訂正等の請求を受け付ける。

③手数料等、有料。

これは、書面による場合は実費負担で、画面による場合は無料とします。

④個人情報ファイル簿の公表、行っている。

公表場所は、福岡県ホームページ及び県民情報コーナーに配架します。

⑤、⑥については、空欄です。

2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先、問合せ先については、市町村支援課を記載しています。

21ページ目を御覧ください。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価

①実施日、平成27年1月23日

②しきい値判断結果、基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる。

2. 国民・住民等からの意見の聴取

①方法、県のホームページへの掲載及び市町村支援課の備付けにより全項目評価書の公示を行い、電子メール及び書面にて意見を受け付ける。

②実施日・期間、平成27年2月2日～3月3日の30日間。

主な意見は、特にありませんでした。

以上が全ての評価書の内容となっております。

【岡本部長】

最後の部分については、何かお尋ねはございませんか。

22ページ以下の資料はどういうことですか。

【評価実施機関】

22ページ以下の資料についてですが、22ページは、パブリックコメントを行った際に付けました簡単な評価書の概要です。26ページからは、基礎項目評価書の内容を記載しております。29～31ページは、それぞれこれまで御説明させていただいたものを記載しています。32ページ以降は、委託契約書の写しを添付しています。

【岡本部長】

43ページからは、県と、先ほど委託先として出てきた業者、日本電気株式会社九州支社との契約です。契約金額や契約の具体的な中身をいろいろ定めてあるほか、個人情報の保護、再委託の禁止、秘密保持、目的外利用の禁止、誓約書の提出等がいろいろあって、きちんとやるようにということのようです。

それから、47ページの第28条ですが、そこに行くとは解除の規定です。違約金はないのかな。損害賠償規定がありますけれど。

【櫻井委員】

何度もすみません。もう1回確認です。今回の評価書は、既存の住基ネット台帳システムの中のものという理解でよろしかったですか。既存の、今動いているものに対する評価書ですか。

【評価実施機関】

そこに番号を加えたときの運用体制の評価書ということになっております。

【岡本部長】

その運用体制が、それによって従来よりどう強化されたのかというのだけれど。

【評価実施機関】

従前から、4情報というのが極めて個人情報の秘匿性が高い情報とされておりましたので、システム上もセキュリティが重視されておりました。その中に今回の個人番号が加わるということになりましたが、特定個人情報が加わることによって、何か新たな仕組みを作るとか、そういったことはございません。

【岡本部長】

ただ、結局こういうことで評価書を作って、もう1回全部見直すというところがいわば追加されたということだと思いますね。

【事務局】

特定個人情報という扱いになりましたので、今まで何もなかった事務と同じようにこういう保護評価の手順というのを踏まないといけなくなったということです。

【岡本部長】

よろしいでしょうかね。本日、前回分の答申案を検討いたしましたけれども、次回、この案件の答申案の検討を予定しております。ですので、また今日のような答申案が出てきて、これでいいかという話になるということです。

何か付け加えるような御質問、御意見等はございませんか。

【全委員】

なし。

【岡本部長】

今、議題1の答申案について、若干文言の手直しが要るのではないかという疑問が生じたということで確認します。

【事務局】

答申案の2ページを御覧いただけますでしょうか。(3)妥当性についてのウでございます。「特定個人情報ファイルの取扱事務の委託について」ということで、「取扱事務」としておりましたけれども、この「事務」を入れると、大もとの特定個人情報ファイルを取り扱う事務である「県税の賦課徴収関係事務」と混同されるおそれがありますので、ここを「特定個人情報ファイルの取扱いの委託について」、「特定個人情報取扱いの委託に当たっては」というように修正させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【櫻井委員】

もう1回お願いします。

【事務局】

「特定個人情報ファイルの取扱いの委託について」、この表現については、この評価書の中にも出てきます。文章は、「特定個人情報取扱いの委託に当たっては」というふうに修正させていただきたいのですが。

【櫻井委員】

その理由をもう一度お願いします。

【事務局】

理由は、大もとの評価書に書いてありますのは、「特定個人情報ファイルを取り扱う事務」で、事務の名称が「県税の賦課徴収関係事務」ですので、この事務と混同されるおそれがあります。

【岡本部長】

つまり事務本体と作業を混同しないようにということで、言葉遣いを変えた方がいいのではないかという話のようです。

【森委員】

つまり業務じゃなくて、そのファイル自体の取扱いということを言いたいということですか。

【岡本部長】

作業ですね。事務全体ではなくて、特定の作業を委託するのだからという。

【櫻井委員】

コメントですけれども、多分ファイルという言葉があったり、個人情報を使ったりとか、ちょっと気にはなっていたのですが、そこを見ていただいて。

【岡本部長】

まあ、情報といえば個別の……。

【事務局】

すみません。「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」ですね。

【櫻井委員】

いやいや、全体的に個人情報と。

【岡本部長】

情報というのは情報の単位であって、ファイルというのはそれを幾つかまとめとったものというふうに区分されていると思います。

【櫻井委員】

そこもチェックいただいて。

【岡本部長】

では、そこの手直しの追加についてよろしいですね。

【全委員】

異議なし。

【岡本部長】

では、本日の議事は以上ですが、最後に「その他」について何かございますか。

【事務局】

特にございません。

次回の部会の日程でございますが、4月14日火曜日10時からを予定しておりますので、御出席のほどよろしく申し上げます。

事務局からは以上でございます。

【岡本部長】

では、長時間の作業になってしまいまして、大変お疲れさまでございました。本日は以上でこの部会を終了いたします。どうもありがとうございました。

以上のとおり第12期第3回福岡県個人情報保護審議会第二部会（住基・番号法部会）会議録を確定する。